

◇ 最上地区広域連合 国民健康保険料率について ◇

国民健康保険（国保）は、相扶共濟の考えで成り立っている社会保障制度のひとつで、国民健康保険の加入者（被保険者）が、病気やケガ、出産・死亡した場合に必要な医療費等を保険料から支払うことで、自己負担が少なくなる利点があります。

近年は、医療の高度化、被保険者数の減少及び高齢化の進展等で医療費が増大する傾向にありますが、最上地区広域連合では、国保事業を広域化することで、安定した財政運営と負担軽減を図ることができる利点を生かした運営に努めています。

医療費の大切な財源である、国民健康保険料の納期限内の納付について、ご理解とご協力をお願ひいたします。

【令和7年度の保険料率】※賦課限度額以外は、令和6年度と同額です。

	医療分	支援金分	介護分
所得割	7.0%	2.3%	2.0%
均等割（1人あたり）	24,000円	8,300円	9,700円
平等割（1世帯あたり）	24,800円	8,400円	6,600円
特定世帯	12,400円	4,200円	
特定継続世帯	18,600円	6,300円	
賦課限度額 (対前年比)	660,000円 (+10,000円)	260,000円 (+20,000円)	170,000円 (同額)

【介護分について】

- ・介護保険第2号被保険者に該当するのは40歳～64歳までの方です。
- ・年度の途中で40歳になる方は、40歳の誕生月（1日生まれの方は前月）分から対象になります。
- ・年度の途中で65歳になる方は、65歳の誕生月の前月（1日生まれの方は前々月）分までが対象になります。